

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鋸南町は平成27年10月時点の国勢調査による人口は8,022人となっており、年々減少傾向にある。

年齢3区分別人口の構成は、年少人口割合が8.1%、生産性年齢人口が48.4%、老年人口割合が43.6%で老年人口の割合が40%を超え国や県と比べても大きく上回っており、高齢化の進展が顕著となっている。

産業構造については、町内在住の就業人口は町内人口の半分程度となっており、その内約4割が町外就業であるため、人材、後継者の不足等の問題に直面している。就業構成は、第1次産業が16.2%、第2産業が15.4%第3次産業68.4%となっている。就業構成は、「卸売、小売」、「医療・福祉」、「農業・林業」の就業割合が高い一方で、「電気・ガス・水道業」、「情報通信業」などの就業割合が低くなっている。

資料：国勢調査

(2) 目標

町内の事業所は中小企業がほとんどを占めており大型店の進出等により厳しい状態となっているため、生産量の増加や販路拡大を促進し、雇用促進や事業の持続へつなげることが必要であるため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。これを実現するため、計画期間中に認定事業者数の目標数を10件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

広く事業者の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画において対象とする業種は、全業種とし対象事業は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 町税を滞納しているものは対象としない。
- ・ 先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況について調査を実施する場合がある。